

## 明日香村地域産業活性化バンク制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村内の既存建物を利活用することにより、地域での経済循環の創造を図るとともに、景観を維持するため、地域産業活性化バンク制度（以下「活性化バンク制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 既存建物 平成27年3月31日以前に明日香村内で建築された建物で、地域の活性化及び経済循環の創造を可能にするものをいう。
- 二 産業 物やサービスを提供し対価を得ることを業とする行為のうち、居住環境の改善及び地域の活性化に資するもので、村長が認めるものをいう。
- 三 所有者等 既存建物に係る所有権その他の権利により、当該既存建物の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- 四 活性化バンク制度 既存建物の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、村内で産業を営むことを目的として既存建物の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、活性化バンク制度以外による既存建物の取引を妨げるものではない。

### (既存建物の登録等)

第4条 活性化バンク制度に既存建物を登録しようとする所有者等は、登録申込書（様式第1号）及び登録カード（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは、既存建物台帳に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、登録通知書（様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

### (既存建物に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「既存建物登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、登録事項変更等届出書（様式第4号）により、村長に届け出なければならない。

### (既存建物に係る登録の抹消)

第6条 村長は、既存建物台帳に登録された既存建物（以下「登録物件」という。）に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録日から2年を経過したとき及び既存建物登録者から登録抹消の申し出があったときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、その旨を登録抹消通知書（様式第5号）により、既存建物登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年経過したものについては、改めて登録申込みをすることにより、再登録することができるものとする。

### (利用の登録等)

第7条 利用希望者は、利用登録申込書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。但し、宅地建物取引業者等は登録することが出来ない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは、既存建物情報利用者台帳に登録するものとする。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、利用登録通知書（様式第7号）により利用希望者に通知するものとする。

（利用登録の要件）

第8条 利用希望者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

一 村内で産業を営み、地域住民と協調しながら、地域の活性化に寄与できる個人または法人であること。但し、政治性・宗教性のある事業を行う者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等の店舗を営業する者は除く。

二 その他村長が適当と認めた者であること。（詳細については村特認基準参照）

（利用登録者に係る登録事項の変更）

第9条 第7条第3項の規定による利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、登録事項変更等届出書（様式第4号）により、村長に届け出なければならない。

（利用登録者に係る登録の抹消）

第10条 村長は、当該利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、既存建物情報利用者台帳の登録を抹消するものとする。

一 第8条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

二 既存建物を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

三 申込内容等に虚偽があったとき。

四 既存建物情報利用者台帳の登録抹消の届出があったとき。

五 利用登録日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みをすることにより、再登録した場合はこの限りではない。

六 その他村長が適当でないとき。

（情報提供等）

第11条 村長は、必要に応じて、既存建物登録者及び利用登録者に対して、既存建物台帳及び既存建物情報利用者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 村長は、既存建物登録者及び利用登録者に対して、既存建物の利用に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（交渉の申込み及び通知）

第12条 交渉を申込みたい登録物件がある利用登録者は、登録物件交渉申込書（様式第8号）に希望する登録物件の登録番号その他必要な事項を記入し、誓約書（様式第9号）を添えて村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による交渉の申込があったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めたときは、当該登録物件の既存建物登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた既存建物登録者は、遅滞なく当該利用登録者に回答するとともに村長にその回答内容を報告するものとする。

（個人情報保護）

第13条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による台帳に記載された個人情報の取扱いについては、明日香村個人情報保護条例（平成15年明日香村条例第4号）に定めるところによる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

明日香村地域産業活性化バンク登録申込書

平成 年 月 日

明日香村長 殿

登録申込者 住 所 .....  
氏 名 ..... 印  
電話番号 ..... — —

明日香村地域産業活性化バンクに既存建物を登録したいので、明日香村地域産業活性化バンク制度要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 交渉については、次のとおりです。（どちらかに✓をつけてください。）

直接型 契約交渉は、既存建物登録者（既存建物の所有者等）と利用登録者（既存建物の利用を希望する者）の両者で行います。

間接型 契約交渉は、宅地建物取引業者に仲介を依頼します。

2 既存建物の状況については、別紙の明日香村既存建物登録カードに記載のとおりです。

注）明日香村では、既存建物に係る情報提供や必要な連絡調整等を行います。が、「既存建物登録者」と「利用登録者」間で行なう売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っておりません。仲介を希望される方は、宅地建物取引業者に依頼してください。

また、「既存建物登録者」と「利用登録者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

所有者等	郵便番号.....			
	住所.....			
	氏名..... <sup>㊞</sup>			
	電話番号..... FAX番号.....			
申込者の権利関係		<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
売却又は賃貸の別		<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸	交渉方法 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接	
物件の所在地		明日香村大字 番地		
物件の概要	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 二階建		
	敷地面積	m <sup>2</sup>		
	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>	
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		2階	<input type="checkbox"/> 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	要	建築時期	年	補修の要否 <input type="checkbox"/> 補修不要 <input type="checkbox"/> 多少補修が必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修が必要
空き家になった時期			補修の費用負担 <input type="checkbox"/> 所有者等が負担 <input type="checkbox"/> 入居者が負担	
希望する価格	売却希望価格	円		
	賃貸希望価格	円/月		
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	下水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	風呂	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式		
	駐車	<input type="checkbox"/> 有（ 台） <input type="checkbox"/> 無		
	その他	<input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> 納屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
附帯物件	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無			
附帯物件の条件	<input type="checkbox"/> 売却（希望価格 円） <input type="checkbox"/> 賃貸（希望賃料 円/月）			
特記事項				

※ 裏面に物件の間取り図をご記入ください。

(裏面)

【間取り図】

【1階】																			
【2階】																			

受付日	平成 年 月 日	現地確認日	平成 年 月 日
登録日	平成 年 月 日	有効期限	平成 年 月 日
契約日	平成 年 月 日	登録抹消日	平成 年 月 日

様式第3号（第4条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

明日香村長

⑩

明日香村地域産業活性化バンク登録通知書

明日香村地域産業活性化バンク制度要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり既存建物台帳に登録したので通知いたします。

尚、当該登録事項等に変更があったときは、速やかに手続きを行ってください。

記

登録番号：第 号

登録日：平成 年 月 日

有効期限：平成 年 月 日（登録日から2年）

様式第4号（第5条、第9条関係）

明日香村地域産業活性化バンク登録事項変更等届出書

平成 年 月 日

明日香村長 殿

登録者 登録番号.....  
住 所.....  
氏 名.....  
電話番号.....

下記のとおり地域産業活性化バンク登録事項の変更・抹消を届け出ます。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 既存建物台帳の登録事項変更 <input type="checkbox"/> 既存建物台帳の登録抹消 <input type="checkbox"/> 既存建物情報利用者台帳の登録事項変更 <input type="checkbox"/> 既存建物情報利用者台帳の登録抹消
変更事項	[項目]
	[内容]
登録の抹消	[理由]



様式第5号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

明日香村長

⑩

明日香村地域産業活性化バンク登録抹消通知書

明日香村地域産業活性化バンク制度要綱第6条の規定により、下記の登録物件を既存建物台帳から抹消したので通知いたします。

記

登録番号：第 号  
抹消日：平成 年 月 日  
抹消理由：

様式第6号（第7条関係）

明日香村地域産業活性化バンク利用登録申込書

平成 年 月 日

明日香村長 殿

利用申込者 郵便番号.....  
住 所.....  
氏 名.....  
生年月日.....年 月 日生  
電話番号.....-.....-  
FAX 番号.....-.....-  
E-mail.....

明日香村地域産業活性化バンクを利用したいので、明日香村地域産業活性化バンク制度要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

利用の目的		
希望する条件		
利用方法等	利用形態の別	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	購入又は賃借の別及びその希望価格	<input type="checkbox"/> 購入〔希望価格 円〕 <input type="checkbox"/> 賃借〔希望価格 円/月〕
	使用予定人数	人
その他の希望条件		

様式第7号（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

明日香村長

印

明日香村地域産業活性化バンク利用登録通知書

明日香村地域産業活性化バンク制度要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり既存建物情報利用者台帳に登録したので通知いたします。

尚、当該登録事項等に変更があったときは、速やかに手続きを行ってください。

記

登録番号：第 号

登録日：平成 年 月 日

有効期限：平成 年 月 日（登録日から2年）

様式第8号（第12条関係）

明日香村地域産業活性化バンク登録物件交渉申込書

平成 年 月 日

明日香村長 殿

利用登録者 郵便番号.....

住 所.....

氏 名.....<sup>Ⓡ</sup>

電話番号..... — —

FAX 番号..... — —

E-mail.....

明日香村地域産業活性化バンク制度要綱第12条の規定により、下記のとおり交渉を申込みます。

記

物 件 番 号		
利用方法等	利用形態の別	<input type="checkbox"/> 店 舗 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	購入又は賃借の別	<input type="checkbox"/> 購 入 <input type="checkbox"/> 賃 借

様式第9号（第12条関係）

# 誓 約 書

平成 年 月 日

明日香村長様

私は、明日香村地域産業活性化バンクの利用及び交渉にあたり、明日香村地域産業活性化バンク制度要綱（以下「要綱」という。）の趣旨等を理解し、また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第8条に規定する要件を満たす者であることを誓約します。

なお、地域産業活性化バンクで得た情報については、私自身が、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

住 所 .....

氏 名 .....

印